

軽減判定基準の改正について

1 平成30年度制度改正の概要

(1) 保険税軽減措置の拡大

保険税軽減措置について、平成30年度においては経済動向等を踏まえ、低所得者の保険税軽減判定所得の基準の見直しを行う。

2割軽減判定所得において被保険者数に乗すべき金額を1人当たりにつき49万円から50万円に、5割軽減判定所得において被保険者数に乗すべき金額を1人当たりにつき27万円から27.5万円に拡大する。

《軽減判定基準の推移》

※給与収入、三人世帯の場合

① 5割軽減の拡大…軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(25年度) 基準額 33万円 + 24.5万円 × (被保険者数 - 世帯主) (給与収入 147万円)

(26年度) 基準額 33万円 + 24.5万円 × 被保険者数 (給与収入 178万円)

(27年度) 基準額 33万円 + 26万円 × 被保険者数 (給与収入 184万円)

(28年度) 基準額 33万円 + 26.5万円 × 被保険者数 (給与収入 186万円)

(29年度) 基準額 33万円 + 27万円 × 被保険者数 (給与収入 188万円)

(30年度) 基準額 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数 (給与収入 190万円)

② 2割軽減の拡大…軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(25年度) 基準額 33万円 + 35万円 × 被保険者数 (給与収入 223万円)

(26年度) 基準額 33万円 + 45万円 × 被保険者数 (給与収入 266万円)

(27年度) 基準額 33万円 + 47万円 × 被保険者数 (給与収入 274万円)

(28年度) 基準額 33万円 + 48万円 × 被保険者数 (給与収入 278万円)

(29年度) 基準額 33万円 + 49万円 × 被保険者数 (給与収入 283万円)

(30年度) 基準額 33万円 + 50万円 × 被保険者数 (給与収入 287万円)